

●航空法施行規則の一部を改正する省令(空飛ぶクルマ関連)

背景・必要性

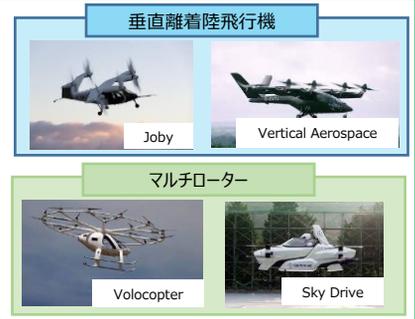
- 空飛ぶクルマ※については、その実現に向けて、2018年8月に、国土交通省及び経済産業省と合同で、官民の関係者が一堂に会する「空の移動革命に向けた官民協議会」(以下「官民協議会」という。)を設立。
※電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段
- 官民協議会において「空の移動革命に向けたロードマップ」をとりまとめ、2025年の日本国際博覧会(大阪・関西万博)における空飛ぶクルマの運航開始に向けて2023年度中に必要な基準整備を実施する方針が示された。
- 空飛ぶクルマは、①電動化 ②新たな飛行形態(垂直離着陸やマルチローター)という点で従来の航空機と異なり、従来の航空機の特徴を前提とした現行の航空法施行規則では対応できない規定が存在。

➡ **空飛ぶクルマの運航を実現するため、その特徴を踏まえた安全基準、運航基準、騒音基準等を定める**必要があり、航空法施行規則を改正する。

改正概要

1. 総論

- ① **空飛ぶクルマを、垂直離着陸飛行機、マルチローターと規定**
- ② **「燃料」に電気エネルギーを含むと整理**
- ③ **「発動機」に「電動機」を含むと整理**



2. 各論

- 1, ヘリコプターに係る有視界飛行状態の要件に、マルチローターを追加
- 2, 空飛ぶクルマで3分以上水上を飛行する場合は、救命胴衣の装備義務
- 3, 代替空港等の設定の有無に応じ、携行しなければならない燃料を規定
- 4, 特定操縦技能(操縦技能の維持の確認に特に必要なもの)の審査を型式ごとに実施
- 5, 空飛ぶクルマの発動機停止等に係る重大インシデントの報告対象を規定
- 6, 空飛ぶクルマの技能証明取得に必要な飛行経歴、試験科目を規定
- 7, 空飛ぶクルマの機体の安全性基準、騒音基準、排出物基準を規定
- 8, 場外離着陸場への離着陸、低空飛行などの許可権限の委任について整理

今後のスケジュール

- 令和5年11月30日公布。
- 令和5年12月31日施行。